

消費者の不安を煽り不要な工事を勧誘する

屋根リフォーム事業者に業務停止命令（6か月）

本日、東京都は特定商取引に関する法律に基づき、突然消費者宅を訪問して屋根の不具合を指摘した後、嘘の点検結果を告げて消費者の不安を煽り、屋根リフォーム工事を勧誘していた事業者に、6か月の業務の一部停止を命じました。

なお、この事案は、東京都と神奈川県が連携して調査を行い、同時に処分を行ったものです。

※詳細は別添のとおり。

事業者の概要

- 事業者名 株式会社SkyRise（代表取締役 川畑翔太）
 - 所在地 神奈川県海老名市今里一丁目6番36号
 - 設立 平成27年6月1日
 - 業務内容 屋根等の住宅リフォーム（訪問販売）
 - 売上高（※） 約7億4,468万円（平成29年1月～平成29年11月）
- ※事業者報告による



本当は「ウソ」
だけどね！

「お宅の屋根瓦がずれてましたよ！」

「瓦、落ちちゃいますよ！危険ですよ～！」

「大変です！そのうち、雨漏りしますよ！」

【事業者の勧誘行為の特徴】

- (1) 通りがかりに、偶然屋根の不具合を発見したかのように装って消費者宅を突然訪問し、「板金が浮き上がっている。」「瓦がずれている。」などと嘘を告げる。この時に、事業者の名称や屋根等のリフォーム工事の勧誘が本来の目的であることを告げていない。
- (2) 突然の指摘に不安を覚えた消費者に対して、「無料で直しましょうか。」「ちょっと見てみましょうか。」などと告げて屋根にのぼる。その後「板金が浮き上がっているから、落ちてきて怪我をするかもしれない。」「瓦にひびが入っている。」「放っておくと雨漏りする。」などと消費者に嘘を告げ、不安を煽って不要不急のリフォーム工事契約を勧める。

— 消費者の方へ —

- 安価でも、有料の工事等を勧められた場合は、その場ですぐに契約せずに、家族や身近な人に相談し、複数の事業者から見積りをとって工事内容・金額等をじっくり検討しましょう。
- 少しでも不審に思った方、同様のトラブルでお困りの方は、**すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。**

☎東京都消費生活総合センター 03-3235-1155（相談専用番号）

【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課
電話 03-5388-3074

特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令

1 事業者の概要

事業者名 株式会社SkyRise
代表者名 代表取締役 川畑 翔太
所在地 神奈川県海老名市今里一丁目6番36号
設立 平成27年6月1日
資本金 500万円
業務内容 屋根等の住宅リフォーム（訪問販売）
売上高（※） 約7億4,468万円（平成29年1月～平成29年11月）
従業員数（※） 50名（役員含む）
※事業者報告による

2 事業者に関する都内の相談の概要（平成30年3月12日現在）

| 契約者の平均年齢 | 平均契約額 | 相談件数 | | | |
|-------------------|-------------------------------|------|------|------|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 合計 |
| 約76歳 （最高年齢91歳） | 約795,667円 （最高額:3,797,000円） | 5件 | 17件 | 18件 | 40件 |

3 業務の一部停止命令の内容

平成30年3月14日（命令の日の翌日）から平成30年9月13日までの間（6か月）、特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止すること。

- （1）役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）役務提供契約を締結すること。

4 業務の一部停止命令の対象となる主な不適正取引行為

| 不適正な取引行為 | 特定商取引に関する法律の条項 |
|---|-----------------|
| 「お宅の屋根の四方向の板金が浮き上がっているのを見えました。ついでだし、これから会社に帰るだけですから。無料で直しましょうか。釘を打つだけだから、簡単です。すぐ直りますよ。」「お宅の屋根の、鬼瓦のすぐ後ろの瓦がちょっとずれていますから、雨漏りしますよ。」などと告げて突然消費者宅を訪問しており、勧誘に先立って事業者の名称及び本件契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。 | 第3条 勧誘目的等不明示 |
| 契約の締結について勧誘をするに際し、特に屋根等の不具合がないにもかかわらず、「屋根の南側半分位が悪い状態ですよ。このままだと大変なことになりますよ。」「板金が浮き上がっているから、このままにしておくと落ちてきて怪我をするかもしれないですね。」などと消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項について事実と異なることを告げていた。 | 第6条第1項 不実告知 |

5 今後の対応

業務停止命令に違反した場合は、行為者に対して特定商取引に関する法律第70条の2の規定に基づき2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては同法第74条の規定に基づき3億円以下の罰金を科する手続きを行う。

(注) 特定商取引に関する法律の表記について

3の「業務の一部停止命令の内容」に記載する「特定商取引に関する法律」は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（改正後の特定商取引に関する法律）であり、その他に記載する「特定商取引に関する法律」は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正前の特定商取引に関する法律である。

《東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」では同種のトラブルについて注意を呼び掛けています。》

屋根工事の訪問販売に注意！

～「瓦がずれている」などと不安をあおり、高額な契約を勧めます～（平成29年7月13日）

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/170713.html>



事例1

平成28年6月、当該事業者従業員のAとBは甲宅を突然訪問し、Aは甲に「〇〇（道路の名称）から見て、お宅の屋根のアンテナの下のあたりの瓦がずれていました。」「これから、屋根の上を見てあげますね。」と話しかけた。AとBは、会社名や自分の氏名も名乗らず、名札の着用もなく、名刺も渡さなかった。

AとBは、屋根に上がるために車両から梯子を降ろし、家屋に立て掛けると、道具も持たずに梯子を上がった。その後、AとBが屋根から降りてくると、甲に携帯電話で撮影した屋根の上の写真を見せ、「瓦を引掛ける、棧の部分が腐っていましたよ。」「これから梅雨が来て、雨が降ると、どんどん腐っていきます。」「このままにしておくと、大変なことになりますよ。」と言った。甲が写真を見てみると、写りがひどく、屋根のどの部分を撮影したものかも全くわからなかった。

Aは甲に「屋根の南側の半分くらいが悪い状態ですよ。」「このままだと大変なことになりますよ。」「どうしますか。すぐやらないと、どんどん悪くなりますよ。」と言った。甲はどのくらいで工事ができるのか尋ねると、「大屋根の葺き直し工事は、だいたい〇〇万円です。」と言うので、甲は、しかたがなく大屋根葺き直し工事を契約した。

後日、別の業者に屋根の不具合について確認をしてもらったところ、屋根には問題がなく屋根工事は不要であることがわかった。

事例2

平成29年7月、当該事業者従業員Cは乙宅を突然訪問し、乙に「屋根の具合が変なのですが。」「向こうのお宅から、ご自宅の屋根が見えました。」と南東方向を指さし、「〇〇さんのお宅です。そこで工事をしていました。」「お宅の屋根の四方向の板金が浮き上がっているのが見えました。ついでだし、これから会社に帰るだけですから。無料で直しましょうか。釘を打つだけだから、簡単です。すぐ直りますよ。」と話しかけた。乙は、Cが無料で直してくれるとのことなのでお願いすることにした。この時Cは、会社名や自分の氏名も名乗らず、名刺も渡さず、名札の着用もなかった。

しばらくして車両と一緒に、Cが「先輩」と呼んだ当該事業者従業員Dがやってきて、乙に「では、上を見てきますね。」と言うと、梯子を荷台から降ろして登っていった。Dは2～3分程度、屋根の上を目視して降りてくると、乙に「屋根の上の状態が悪くて、屋根の上には登れる状態ではないですね。」「板金が浮き上がっているから、このままにしておくと落ちてきて怪我をすることもかもしれませんね。」「雨どいのふちに、苔がついていましたよ。」と言うと、家の裏側に回り、屋根の状況を目視で確認をしに行った。Dは戻ってくると乙に、「雨どい部分に土がたまって、雨水の流れが悪くなっています。経験上、この状態になると、雨水が屋根に回ってしまい、内部もだいたい傷んでしまっていますね。」と言い、スマートフォンで撮影した写真を3枚見せた。

その後Dは突然、「今の屋根に新しい屋根を被せて工事をするという、カバー工法という軽い屋根材を使う方法がありますよ。」と言ったので、乙は戸惑った。しかしDは、「雨どいが詰まって、水が回って屋根に苔がついているから、このままだとちょっと。」「このままにしておくと、そのうち、雨漏りするようになるかもしれませんね。」「スレートも、こう、だんだんになっていて、滑らかになっていませんし。」「思っていたよりも広い範囲ですよ。放っておくと、なにか落ちてきて怪我をしますよ。」「もう、どちらにせよ工事が必要な状態かもしれませんね。どうせやる

なら、今のうちに、何とかした方が無難だと思いますよ。」など、強引に早く契約を決めさせようと勧誘を続けたが、乙はすぐ契約する気はなかったので断ろうとしたところ、Dは「では、明日のお昼に見積りを持ってきますね。」と言うので、乙はDから名刺を要求し、これを受け取った。

乙は、Cが最初に訪問したとき、自宅の南東方向から屋根の四方向の板金が浮き上がっているのが見えた、と言われたが、実際に見てみると、自宅の三方向は自宅よりも高さのある住宅に囲まれているため、自宅の正面からでなければ屋根の様子は見えないことが分かった。

事例3

平成29年6月、当該事業者従業員Eは丙宅を突然訪問し、丙に「近所で工事していて、たまたま通りがかったので、声をかけました。」「〇丁目の工事を2件ほど、修理してきたのですが。」「お宅の屋根の、鬼瓦のすぐ後ろの瓦がちょっとずれていますから、雨漏りしますよ。」と話しかけた。この時Eは、社名や自分の氏名も名乗らず、名刺も渡さず、名札の着用もなかった。

心配になり丙が外に出たところ、車両の中に別の当該事業者従業員Fがいた。Eは、「屋根の上、ちょっと見てみまじょうか。」「ここに来て見てください。ほら、あそこがずれているでしょ。」と、家の屋根を指さして言ったので、丙も道路まで出て屋根を見てみたが、瓦がずれていると指摘された部分は、はっきりと見えなかった。そこで丙はEに、「大屋根の方ですか。」と確認すると、Eは「では、屋根を見てきますね。」と答えた。2～3分位後、Fは梯子から降りてきて丙に、「写真を撮ってきました。」と、スマートフォンで撮った写真を見せた。丙が写真を見ると、実物の瓦と同じ黒っぽい瓦がアップで2～3枚写っていたが、どこの瓦がずれているのか全くわからず、また肝心の鬼瓦も写っていないため、自宅の瓦を撮影した写真なのかも怪しかった。するとEは「鬼瓦後ろの棟の瓦部分が壊れていて、少しずれているでしょ。上がってよく見たら、ひびが入っていた。」と言った。丙はEに「ひびが入っているということは、そこから雨が染みるんですか。」と聞くと、Eは「そのうち、放っておくと雨漏りしますよ。」と答えた。丙は「いま、うちは雨漏りしていませんよ。」と反論したが、Eは「壊れているので、工事した方がいいですよ。」と言った。丙はEに工事価格を聞いたところ、Eは「〇〇万円です。」と答えた。この時丙は、EとFの身元を知らされていないことに気づき、名刺を要求し受け取った。

Eは、「では、明日のお昼までにご連絡下さい。」と言うとFと一緒に車で帰って行った。